

# ルト記

本書は、中にその歴史が記述されている人物の名から、ルト記と稱せられる。この女は異邦人でありながら、眞の信仰に改宗歸依し、ダヴィドの曾祖父ボーズに嫁ぎ、キリストを出した血統の先祖の一人となり、異邦人より成れる教會の赫々たる人物になつた。この書は預言者サムエルの手に成つたと信じられている。

## 第一章

ベトレヘムのエリメレク妻ノエミ及び二子と共にモアブの地に行き、其處にて死す—その子等その地の女を娶り子なくして死す—ノエミその媳ルトを伴いて故郷に歸る。

### 士師等の治め居りし頃、<sup>1)</sup>

或士師の代に饑饉國に起りたれば、その妻及び二人の息子と共に或人ユダ領ベトレヘムを去りて、モアブの地<sup>2)</sup>に赴

**第一章** (1)多分ゲデオンの時代で、マディアン人が國を荒らした頃。(2)モアブとは死海の東側にある地をいう。モイゼの時代にはアルノン川から死海の南端にまで及んでいた(民二一・一三。士一一・一八)。後にはアルノン川を越えてヘセボンの方にまで至つた。士師の最初の頃には、モアブ人はイエリコをさえ占有し、イスラエル人に貢を納めさせていた(士三・一二)。

ニ  
三  
四  
五  
六  
七  
けり。その人、名をエリメレクと云い、その妻はノエミと云  
い、また二人の息子は、一人をマハロン、一人をケリオンと云  
いて、ユダ領ベトレヘムのエフラタ人なりき。<sup>3)</sup> 彼等はモアブ  
の地に入りて、其處に滞留まりぬ。<sup>3)</sup> 然るにノエミの夫エリメ  
レク死して、ノエミはその息子等と後に残りたり。<sup>4)</sup> かくて彼  
等、モアブの女の中より妻を娶りしが、その一人の名はオルフ  
アと云い、一人の名はルトと云えり。<sup>4)</sup> さて彼等其處に十年の  
間住いおりしが、五兩人、即ちマハロン及びケリオンも亦死し  
かの女は二人の息子をも夫をも失いて、獨り後に残りぬ。茲  
において、女は起ちてその媳兩人と共に、モアブの地より己が  
國に行かんとせり、蓋は主がその民を顧みて、之に食物を賜う  
と聞きたればなり。女かく己が媳兩人を伴いて、その身を寄  
せ居たる處を立出しが、既にしてユダの地に歸る途に上るに

3) カレブの妻の一人はエ  
フラタから出た(代上二。  
一九)。その子孫はベト  
レヘムに住んでいたから  
ベトレヘムの古名もエフ  
ラタであった(創三五・  
一六、一九)。ルトは  
マハロンの妻、オルファ  
はケリオンの妻であつた  
この女らはイスラエルの  
宗教に歸依すれば、その  
結婚には少しも妨げがな  
かつた。そうでなければ  
律法の精神に適わぬこう  
いう結婚は、たゞやむを  
得ない場合にだけ許され  
ていた(喇一〇・三参照)。

及び、<sup>八</sup>彼等に云いけるは、「汝等の母の家に行け、<sup>5)</sup>汝等が死者に對し、  
また我に對して爲したる如く、主、汝等に對して爲し給えかし。<sup>九</sup>願わく  
は主、汝等が受くべき夫の家において、汝等に安息を得しめ給わんこと  
を。」と。しかして彼等に接吻せり。時に彼等聲を擧げて泣き出し、<sup>一〇</sup>云  
いけらく、「我等汝と共に汝の民の許に行かん。」と。二ノエミ之に答えけ  
るは、「わが娘等よ、歸れかし。何すれぞ我と共に來るや。汝等が夫にせ  
んと我より期待し得る如き子、なおわが胎内にあらんや。」<sup>一一</sup>わが娘等よ、  
歸り行け。實に我は既に老衰して、婚を結ぶに堪えず。また假令我今夜懷  
胎して、子を産むことありとも、<sup>一二</sup>汝等その生長ちて成人するを待たば、  
婚ぐに先立ち老い果てぬべし。さればわが娘等よ、乞う、然するなけれ。  
汝等の不幸は一入我を悲しましめ、主、御手を伸べて我を攻め給いたれば  
なり。」と。<sup>一四</sup>彼等乃ち聲を擧げて、再び泣き出しけり。オルフアは姑に  
接吻して歸り行きしが、ルトはその姑に附縕いて離れざりき。<sup>一五</sup>時にノ

<sup>5)</sup>娘等は父の許よりも寧ろ母の許で暮していいたのである。一<sup>〇</sup>ノエミの年輩ではもはや自ら嫂婚制の規定によつて彼女らの夫とするような、息子をうむことはできない(申二五・五一〇 參照)。

エミ之に云いけるは、「視よ、汝の親戚はその民の許  
その神々の許に歸り行たり。」汝も之と共に往け。」  
と。一六彼女答えけるは、「我に反對し、我をして汝を  
棄て去らしむなかれ。實に汝の行く處には我も行き、  
汝の滯留まる處には我も共に滯留まらん。汝の民はわ  
が民、汝の神はわが神にこそ。一七死する汝を容るるの  
地、其處に於いて我も死し、且葬られん。もし死別に  
非ずして我と汝と別ることあらば、主、我にかく爲  
し、また更にかく爲し給えかし。」と。一八茲において  
ノエミも、ルトが己と共に行かんと堅く思い定めたる  
を<sup>9</sup>見しかば、反對せず、最早之を説きふせてその家  
人の許に歸さんとはせざりき。一九かくて彼等共に行き  
て、ペトレヘムに至りけるが、邑に入るやその噂忽

りノエミはルトを、その以前禮拜してゐた偽神の許に歸るよう說得する  
つもりではなく、ただこの云い方で  
それとなく、もしも一緒に行きたい  
なら、その偽神を棄てて、主イスラ  
エルの天主に立歸らなければならな  
い旨を諭したのである。一八舊約の  
歴史に慣用いられる誓いの仕方で  
これによりその人が、もし彼らがそ  
の云つたことをしなかつたなら、こ  
れこれの禍が彼らに下らんことを望  
むのである(母上三・一七参照)。  
<sup>9</sup>ルトは老いた姑を助けるためには  
今一度嫁ぐ希望をも抛つた義務と  
思つた。さればこそかの女はその勳  
によつて、選民の中に入れられ、救  
世主の祖先の列に加えられる榮を得  
たのである(本二・一一参照)。

ち諸方に擴まり、女等は「是ぞかのノエミなる。」と云えり。<sup>二〇</sup>ノエミ彼等に云いけるは、「我をノエミ（即ち美し）と稱ぶなかれ、マラ（即ち苦し）と稱べかし。蓋は全能なる者、我に苦しみを溢るるばかり澤山に與え給いたればなり。<sup>二一</sup>我出でたる時は豊かなりしに、<sup>10)</sup>主の歸らしめ給いし時は空しくなりぬ。然らば汝等、主の辱しめ給い、全能なる者の苦しみ給える我を、何故にノエミと稱ぶや。」と。<sup>二二</sup>かくの如くにして、ノエミはその媳なるモアブのガルトと共に、身を寄せ居たる地より來りて、大麥刈入時の初<sup>11)</sup>ベトレヘムに歸りぬ。

## 第二章

ルト、ボーズの好意によりその畑にて落穂を拾う。

さてその夫エリメレクに、一人の血族あり、有力にして大いに富める人なりしが、その名をボーズと云えり。<sup>二二</sup>或時モアブのガルト、その姑に、「汝もし命じ給わば、我畑に行きて、何處にもあれ我に情をかくる家父に恩恵を受けん處に於いて、刈る人の手

<sup>10)</sup>家庭の幸福  
が溢れるばかり豊かで。  
<sup>11)</sup>大麥の刈入は四月の末頃始まる。

を漏れたる穂を拾わん。」と云いしに、彼女之に「わが娘よ、行け。」

と答えたり。茲において、ルトは往きて、刈る人の背後より穂を拾いしが、偶々その畑の持主は、エリメレクの血族なるボーナスなりけり。<sup>2)</sup> 折しも視よ、彼ベトレヘムより來りて、刈る人々に、「願わくは主汝等と共に在さんことを。」

と云いしかば、彼等之に、「願わくは主卿を祝し給わんことを。」と答えたり。次いでボーズ、刈る人々の上に置かれたる若者に云いけるは、「是は誰の娘ぞ。」と。答えけるは、「是はモアブの地より、ノエミと共に來りしモアブの女なるが、刈る人々の歩む後に蹤きて、遺ちたる穂を拾わんことを乞い、朝より今まで畑に在りて片時も家に歸らざるなり。」と。ボーズ乃ちルトに云いけるは、「娘よ、<sup>4)</sup> 聽け、他の畑に拾いに行くなれ。また此處より立ち去るなれ。わが婢等に加わりて、<sup>5)</sup> その刈る處に従い行け。定に

第二章 <sup>1)</sup> 利一九・九。  
二三・二二。申二四。

一九にある規定に合う  
<sup>2)</sup> かの女がそこへ來た  
のは天主の御攝理による。<sup>3)</sup> 天主との親し  
みが御民の生活習慣に  
どれほどまで浸みこん  
でいたかを示す、敬虔  
な挨拶。僕婢たちの應  
答も同様。ミサ執行の  
信徒が司祭に、かく云  
うのを思い起せ。

4) 故にボーズは相當の  
年輩で、ルトはまだ若  
かつた。

は今日  
でもま  
だパレ  
スチナ  
で、刈  
入れる  
人々の  
食する  
物。

我はわが若者等に誰も汝を恼ますなかれと命じおきたり。また汝もし渴かば、  
器の所に行き下僕等が飲む水を飲め。」と。一。彼女、地に平伏して敬禮し、之  
に云いけるは、「我、何によりて、かく、卿の眼前に恩恵を受け、辱くも卿  
に異邦の女たる身を見知らるる榮を得たるぞ。」と。二。彼之に答えけるは、「汝  
が夫の死後、汝の姑に爲したこと、及び兩親を離れ、生れたる國を去りて  
未だ知らざりし民の許に來りし次第は、すべて我之を傳え聞けり。三。願わくは  
汝の所行に對して、主汝に報い給い、汝、主イスラエルの天主、即ち汝がその  
許に來り、その御翼の下に庇護われたる御者より、充分なる報賞を受けんこと  
を。」と。一。女云いけるは、「わが主よ、我は卿の眼前に恩恵を得たり。我は卿  
の婢等の一人にも及ばざるに、卿は我を慰め、卿の婢女の心に語り給えり。」  
と。一。ボーズ乃ち之に云いけるは、「食事の時至らば、此處に來りてパンを食  
し、一片毎にこれを酢に浸せ。」と。茲において彼女は刈る人々の傍に坐し、  
自ら炒麥さやかひりむぎを取りて食し、飽き足りてその殘餘を取り納めぬ。五。かくて彼女其

處より起<sup>た</sup>ち、前の如く穂<sup>ほ</sup>を拾<sup>ひる</sup>わんとしたるに、ボーズの下僕等に命じて云い  
けるは、「彼女も亦もし汝等と共に刈<sup>刈</sup>らんと欲せば、汝等之を禁<sup>し</sup>むるなかれ。  
一六なおまた汝等の束<sup>たば</sup>の中より、故意に落<sup>おと</sup>し置<sup>お</sup>き、彼女をして恥づる所なく拾<sup>ひる</sup>  
しめよ。その拾<sup>ひる</sup>うに當りては、何人も之を叱<sup>しが</sup>るなかれ。」と。一七かくの如くに  
して彼女は夕暮まで畠にて落穂<sup>おちほ</sup>を拾<sup>ひる</sup>いしが、その拾<sup>ひる</sup>いしものを棒<sup>ぼう</sup>もて打ち、實<sup>み</sup>  
を落<sup>おと</sup>し見たるに、その量大麥<sup>リョウオトモギ</sup>一エフア、即ち三樹<sup>ミズ</sup>ばかりありき。<sup>6)</sup>一八彼女は之  
を携<sup>たず</sup>えて市に歸り、その姑<sup>シユウ</sup>に示<sup>しゆう</sup>し、且<sup>しゆう</sup>己<sup>おの</sup>が食<sup>く</sup>い飽<sup>あ</sup>きたる食<sup>しょく</sup>物<sup>もの</sup>の殘餘<sup>のこり</sup>を取り  
出して、之に分け與<sup>あた</sup>えぬ。一九時<sup>とき</sup>にその姑<sup>シユウ</sup>彼女<sup>カノン</sup>に云<sup>い</sup>いけるは、「汝<sup>カノン</sup>、今日は何<sup>い</sup>  
處にて拾<sup>ひる</sup>い、何處にて働きしや。汝<sup>カノン</sup>を憐<sup>あわ</sup>みたる人は祝<sup>しゆく</sup>せられよかし。」と。彼  
女<sup>カノン</sup>ち、誰<sup>かれ</sup>の許<sup>もと</sup>にて働きしかを之に告<sup>つ</sup>げ、その人の名<sup>な</sup>はボーズと稱ぶと云<sup>い</sup>え  
り。二〇ノエミ之に答<sup>こた</sup>えけるは、「その人は主に祝<sup>しゆく</sup>せられよかし、彼<sup>かれ</sup>は生者<sup>せいじや</sup>に示<sup>しゆ</sup>  
せるその好意<sup>こうい</sup>を、死者<sup>ししゃ</sup>にも亦有<sup>まつゆう</sup>したればなり。」と。また重ねて云<sup>い</sup>いけるは  
「その人は我等の親戚<sup>きょうけい</sup>なり。」と。ニルト乃ち云<sup>い</sup>いけるは、「彼<sup>かれ</sup>はまた我<sup>われ</sup>に、

「穀物を悉く刈り終るまで、わが刈る者等と共に居るべし」と命じたり。」と。<sup>三</sup>姑之に云いけるは、「わが娘よ、汝が彼の婢等と共に、出でて刈り入るは善し。これ汝が他の畠において、何人かに拒まるることのなからんためなり。」と。<sup>三</sup>よりて彼女はボーズの婢等に加わり、之と共に大麥小麦を倉廩に納め終るまで、刈りぬ。<sup>8)</sup>

### 第三章

ルト嫁婚の規定に従いボーズに結婚を求む。

一さて彼女、姑の許に歸りて後、之より聞きけるは、「わが娘よ、我汝の爲に安息を求め、汝を幸ならしむる爲に計らわん。」汝が畠にて共に居りし婢等の主なるかのボーズは、我等の近親な

<sup>8)</sup> 小麥の刈入れは大麥の刈入れの二三週間後に、引續き行われる。

第三章 <sup>1)</sup>今までルトの生活は不安であったので、姑は今度幸福な結婚をさせてその心配を除いてやろうとする。

るが、視よ、彼は今夜打禾場において大麥を飾う。<sup>2)</sup> されば身を洗いて油を塗り、晴着をつけて打禾場に下れ。されど汝かの人間に、その食飲を終うるまで見らるるなかれ。<sup>3)</sup> しかして彼が眠りに行きたらん時、<sup>4)</sup> その眠れる所を見覚えおき、往きて、その被ぎをる襖の足の所を捲り、身を横たえて其所に臥しおれ。<sup>5)</sup> さらば彼は汝の爲すべき事を汝に告げん。」と。<sup>5)</sup> 彼女答えるは「汝の命じ給う所、何事にても之を爲さん。」と。<sup>6)</sup> 彼女乃ち打禾場に下りて、すべて姑の己に命じたる如くに爲しぬ。<sup>5)</sup> さてボーズは、且食い、且飲みて心樂し

<sup>2)</sup> 穀物を打禾場で打つて脱穀すると、今度はふるいわける仕事が始まる。穀殻の混じつてゐる穀粒を箕で高く投げあげると、風に吹かれて穀殻は飛び去り、穀粒は床に落ちる（瓊三・一二参照）。このつらい仕事は夜に行う。それはその頃、たいへい涼しく、且地中海から風が吹いてくるからである。一創三八・八以下。申二五・五以下参照。但し嫂婚の義務はボーズにく、他の親戚にあつた。<sup>1)</sup> 二十四節の特別な計畫は一見奇妙に思われるが、ノエミは十分承知の上で行うのである。すなわちボーズとルトとの徳を知つてゐる上に、年輩のボーズが、即坐に決めなければならぬよらな結婚など、到底しそうもないことを知つていたからである。<sup>1)</sup> 素足に物をかけているのは、パレスチナの日中の暑さからは豫想できぬ夜寒を防ぐため。襖を取つてしまつたらボーズは間もなく目を覺ますに相違ない。<sup>1)</sup> ノエミはその上、嫂婚を求むべしとルトに命じた。

むや、束を積める傍に行きて眠れり。茲において彼女竊かに至り、襪の足の所を捲りて臥しぬ。然るに視よ、既にして夜半となるや、かの人恐れ惑いて、女が己の足許に臥せるを見、之に云いけるは、「汝は誰ぞ。」彼女乃ち答えけるは、「我是卿の婢女ルトなり。卿の婢に襪を被せ給え、<sup>6)</sup>卿は近親なればなり。」と。一〇時に彼云いけるは、「娘よ、汝、主に祝せられよかし。汝の後の好意は前にも優れり。」蓋は汝若き人の、貧しきにも富めるにも從わざりければなり。二されば懼るるなけれ。汝の我に云う處は、すべて我汝の爲に之を爲さん。蓋しわが邑の門内に住む民は皆、汝の徳高き女たるを知ればなり。<sup>8)</sup>二我また己の近親たるを否まず、されど他に我より近き者あり。

三今夜は寝めかし、さて明朝になりて、彼もし近親の權

の卿の婢を保護し給え。近親者にすゝめて、もし彼辭退せば、我を娶り給え。一九ルトが前に示した好意とは、姑のノエミに従うため、自分の父祖の地をも信仰をも棄てたこと。しかし今度の好意の方が更にすぐれている。それはたゞ姑のためにその欲しがつている子種を残すために、年輩の男を夫に選んでくれたから。一九私はお前が夜來たことを悪く思わないし、また貧しいモアブの女を娶ることも厭わない、お前は少しも非難の聲を聞かないほど、評判のいい女だから。一九故に心配するな。たゞ今夜はもうその事でお互に心を勞すまい。

一四

により、汝を留め置かんと欲せば、萬事宜し。されど彼もし欲せずば、主は活き給う、我必ず汝を納れん。朝まで眠れよ。」と。一四よりて彼女は夜の明くるまでその足許に眠り、人々互を辨じかぬる頃に、起き出でたるにボーズ云いけるは、「注意して、汝の此處に來りしことを、何人にも知らるるなかれ。」と。一五又重ねて云いけるは、「汝の身を覆える上衣を擴げて、之を両手に保て。」と。女乃ちそれを擴げ保つや、彼大麥六斛<sup>11</sup>を量りて、之に負わせぬ。かくて彼女、擔いて市に入り、一六その姑の許に至りしに、姑之に云いけるは、「娘よ、如何に爲したるぞ。」と。よりて彼女は、かの人が己に爲したる所を、悉く告げ、一七さて云いけるは、「視よ、彼我に大麥六斛を與えて、『我、汝を空手にて汝の姑の許に歸すを好ます。』<sup>12</sup>と云えり。」と。一八ノエミ乃ち云いけるは、「娘よ、待て、しかして我等、事の如何になりゆくかを見ん。蓋しかの人は、その云える所を爲しとぐるまでは、安んぜじ。」と。

<sup>10</sup> 東國の女が外出の折、他の衣服全部の上に纏う大きな被布へかつぎ。<sup>11</sup> ルトが前日ひねもす落穂拾いをして得た量の二倍。<sup>12</sup> ボーズは自分がルトに好意を抱いていることを姑に知らせたいと思つたのである。

## 第 四 章

ボーズ、ルトを娶り、ダヴィドの祖父なるオベドを儲く。

一  
茲においてボーズ門のほとりに上り行き、其處に坐しけるが、<sup>1)</sup> 前に彼が

云いしかの親戚の通り過ぐるを見るや、その名を呼びて之に云いけるは、

「少時立寄りて、此處に坐せ。」と。よりて彼は立寄りて坐しぬ。<sup>2)</sup> ボーズま

た市の長老十人を捕えて、之に、「此處に坐せ。」と云えり。<sup>3)</sup> 彼等坐するに

及んで、彼、親戚に云いけるは、「モアブの地より歸りたるノエミ、我等の

兄弟エリメレクの分の烟を賣らんとす。<sup>4)</sup> 我は之を汝に聞かしめ、此處に坐

せるすべての人々、及び我が民の長老等の前にて汝に云わんと思えり。汝も

し親戚たる權によりて、之を得んと欲せば、買いて之を得よ。<sup>5)</sup> されどもし

汝の心に適わずば、我に然告げよ、これ、我が己の爲すべき事を知るを得ん

ためなり。蓋し、近き親戚は第一に汝、第二に我あるのみにて、外に一人も

あらざればなり。」と。然るに彼、「我その烟を購わん。」と云いしかば、<sup>6)</sup> ボ

### 第四章

<sup>1)</sup> こうい

うことは

町の門の

所で交渉

しなけれ

ばならな

かつた。

かつた。

・二五參

照。

2) 利二五

3) 二五參

一ズ之に云いけるは、「汝かの女の手よりその畠を買う時には、故人の妻たりしモアブの女ルトをも納れて、汝の親戚の名を、その相傳の地に興さざるべからず。」と。<sup>六</sup>彼答えけるは、「我はわが近親たる權を棄てん、蓋は我、わが家の後裔を絶やすべからざればなり。<sup>3)</sup> 汝、わが權を用いよ。我快く之を棄つることを言明す。」と。<sup>七</sup>さて昔イスラエルにて近親の間に於ける習慣は次の如し、即ち或人他の人に己が權利を譲りて、その譲渡を確實ならしめんとする時は、その人己が脊を脱ぎてかの近親者に與えたり。これ、イスラエルにおける譲渡の證據なりき。<sup>4)</sup>さればボーグその親戚に「汝の脊を脱れ。」と云いしに、彼直にその足より之を脱ぎぬ。<sup>九</sup>ボーグ乃ち長老等及びすべての民に云いけるは、「汝等今日證人たり、我はノエミニに譲られて、エリメレクと、ケリオンと、マハロンとのものを悉く有するに至りぬ。」また我は、マハロンの妻たりしモアブの女ルトを娶りて妻となし、故人の名をその相傳の地に興して、彼の名をその家その兄弟その

<sup>3)</sup>ルトの長子は彼の名でなく、死んだ夫の名を繼がなければならぬので、その子は彼のものにならない。またボーグが特にモアブの女と云つたことも(五節)、彼の決意に影響した。

<sup>4)</sup>申二五・九。

民の中より絶やさざらんとす。汝等は、寔にこの事の證人なり。」と。

二  
二門のほとりに在りしすべての民及び長老等、答えるは、「我等ぞ證人なる。願わくは主、汝の家に入りたるこの女を、イスラエルの家を建てしラケル<sup>5)</sup>及びリアの如くになし、之をしてエフラタに於ける善徳の龜鑑たらしめ、且ベトレヘムにて高名を得しめ給わんことを。」また願わくは、主がこの若き女よりして汝に賜う裔により、汝の家がかのタマルのユダに産み與えしファレスの家の如くにならんことを。」と。一茲においてボーナズ、ルトを娶りて妻に迎え、その許に入りしが、主之をして、懷胎し男の子を産むを得しめ給えり。一四時に女等ノエミに云いけるは、「主は祝せられさせ給え、汝の家に後繼者なきを棄ておき給わざりき、その名イスラエルに稱えらるべく、一五汝、己が心を慰め、己が老年を養う者を得べし。蓋し、汝を愛し、汝に善きこと、七人<sup>7)</sup>の男子あるにも優りたる汝の媳より彼は生れたればなり。」と。一六ノエミ乃ちその子を取りて己が懷に置き、

5) ベトレヘムの近くにその墓のあるラケルは、特にベトレヘムの人々に親しまれていたので、眞先に擧げられていている。  
6) 創三八・二九。一<sup>7)</sup>多數。母上一・八參照。

之を携えて、その乳母の役、守の役をなしぬ。一七その隣人なる女

等之に慶びを述べて云いけるは、「ノエミに男子生れたり。」と。

しかしてその名をオベドと稱びたり。之ぞダヴィードの父イサイの

父なる。一八ファレスの系圖は次の如し、ファレス、エスロンを生

み、<sup>8)</sup> 一九エスロン、アラムを生み、アラム、アミナダブを生み、

二〇アミナダブ、ナハッソンを生み、ナハッソン、サルモンを生み、  
二一サルモン、ボーズを生み、ボーズ、オベドを生み、二二オベド、

イサイを生み、イサイ、ダヴィードを生めり。

<sup>8)</sup>代上二・五・四・一。

續一・三。一著者は系圖を掲げるつもりではなく、ただ王族ダヴィードの父イサイがオベドから出ていることを指摘したいに過ぎない。